

# 平成 26 年度岐阜県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月  
岐阜県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.1】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,960 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年10月～令和2年3月31日	
事業の目標	歯科訪問診療を実施している医療機関数の増加を図る。 ・ 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 647（平成23年12月）→ 増加（平成26年度） ・ 在宅歯科医療人材育成研修受講人数（年間20人）	
事業の達成状況	歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数は平成25年12月時点で654件であったが、令和2年10月現在670件と増加している。 在宅歯科医療人材育成研修受講者数 101人（令和元年度）	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 在宅歯科医療を受ける患者及び家族等の相談窓口としてニーズに速やかに対応するほか、医科・介護等との多職種との連携調整を行い、県内の在宅歯科医療体制の整備を推進する。 <b>（2）事業の効率性</b> 県内の在宅歯科医療体制を整備するためには、専門的な歯科口腔保健医療に関する幅広い知識を有し、他分野の団体とのネットワークを有している県歯科医師会と連携して事業を進める事が効率的である。	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3】 心臓リハビリテーションネットワーク事業	【総事業費】 2,923 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（特定非営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワークへ委託）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	岐阜県は、急性心筋梗塞をはじめとする心疾患による死亡率が他県と比べ高く、また、高齢化の進展により心疾患患者は増加すると予測される。心疾患は、急性期の救急医療から回復期リハビリテーション、かかりつけ医等、医療機関が連携して治療とリハビリテーションを行うことが必要である。	
	○アウトカム ・心臓リハビリテーションが実施可能な医療機関数 16（平成 24 年 1 月）→増加（平成 29 年度）	
事業の内容（当初計画）	心疾患に係る関係機関が情報を共有するための地域連携パスの作成、リハビリを行う施設等を含めた関係機関の連携体制やシステムの構築、専門のコーディネーター養成研修会、県民への啓発等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	リハビリ施設を含めた関係者会議開催：1 回 県民公開講座開催：1 回 連携パスの作成：一式	
アウトプット指標（達成値）	（令和元年度） ○リハビリ施設を含めた関係者会議開催：実施 ・ネットワーク会議 2 回 延べ 21 名（総会はコロナで中止） ・ワーキング会議 10 回 延べ 126 名 ○日本心臓リハビリテーション学会第 5 回東海支部地方会参画 1 回 参加者 290 名 ○CR-GNet 認定トレーナー講習会 ※コロナで中止 同講習会にて合計 56 名合格し、スポーツクラブにて運動指導及び管理を実践している。 ○連携パス 連携パスに該当する情報集約手帳（すこやかハート手帳）：400 部及び連携した管理指導を行える指導書：1,150 部、心筋梗塞指導編：750 部、心不全指導編：400 部作成し、ネットワーク参加医療機関等へ配布した。	

	<p>○ホームページを用いた活動報告</p> <p>専用ホームページにて積極的な活動報告を行っており、令和元年度末までにおいて約 131,000 人余りの来訪者がある。</p>
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>心疾患に係る関係機関が情報共有するため関係者会議や地域連携パスを作成するなど関係機関が情報を共有し、連携して治療とリハビリが行われる体制が構築されつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県全体の関係機関にネットワークシステムを導入し、統一の情報集約手帳や指導書を活用することで、統一した内容で効率的に情報共有ができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4】 地域高齢者のフレイル予防事業	【総事業費】 3,918 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成講座：10 回／年</li> <li>・栄養講座：30 回／年</li> <li>・地域の配食事業者等との連携会議：二次医療圏ごとに 1 回／年</li> </ul> <p>高齢化の進展等により、増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援のニーズは今後一層高まるため、栄養管理体制を構築し、在宅療養者の栄養管理を行うとともに、高齢者の低栄養・フレイル予防を推進する。</p>	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成講座：令和元年度 11 回（431 名）</li> <li>○栄養講座：令和元年度 31 回（696 名）</li> <li>○地域の配食事業者等との連携会議： 令和元年度 二次医療圏各 1 回（84 名）</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>地域高齢者が在宅での生活を継続できるように栄養ケアサポートのための活動を実施した。高齢者に対する専門的な知識を有する管理栄養士による栄養・食生活の積極的なサポートは、フレイル予防や疾病予防、重症化予防等を効果的に実施することが出来る。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>多職種、関係機関と連携体制を構築することで、地域高齢者の栄養管理に対する課題を共有するとともに、その課題について、効果的な取組みを実施することが出来る。</p>	
その他		

事業の区分	2 居住地等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5】 強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業	【総事業費】 5,203 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成26年12月～令和2年3月31日	
事業の目標	強度行動障がい医療支援センターの設置 1か所 強度行動障がい地域連携支援センターの設置 1か所	
事業の達成状況	(令和元年度) 強度行動障がい医療支援センター、強度行動障がい地域センターを 中濃圏域に1か所設置した。	
事業の有効性・ 効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 強度行動障がいのある方の自傷、他害その他激しい行動時等の緊急時に受け入れを行う医療支援センターと、関係機関と連携し、必要な在宅サービスに繋げる地域支援センターが協力することで、強度行動障がいのある方とその家族の在宅生活支援体制を確保できる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 既に発達障がいについて知識・対応スキルを持つ事業所、医療機関に委託することにより、既存のノウハウ及び関係機関とのネットワークを生かしながら事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	<b>【No.6】</b> 小児・障がい児者在宅医療人材育成・確保事業	<b>【総事業費】</b> 1,975 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	(1) 岐阜県（岐阜大学へ委託） (2) 岐阜県（県看護協会へ委託） (3) 岐阜県（県理学療法士会へ委託） (4) 岐阜県（登録研修機関への委託及び補助） (5) 岐阜県及び重度障がい児者を受け入れる福祉事業所	
事業の期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケアを要する重度障がい児者が増加する一方、対応できる人材など在宅支援体制は未だ不十分であり、今後更に充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：NICU等長期入院児（6ヶ月以上）数 7人（平成25年度末）⇒ 7人以下（平成30年度末）	
事業の内容（当初計画）	(1) 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 大学医学部と連携し、医師（勤務医・開業医）、看護師、療法士等を対象とした医療実技講習会を開催。 (2) 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施 重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる看護人材の育成の為に、実習を交えた通年型プログラムによる専門研修及びその修了者を対象としたフォローアップ研修を実施。 (3) 小児リハビリ専門研修の実施 重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる理学療法士等の育成の為に、小児リハビリに関する専門研修を実施。 (4) 喀痰吸引等研修に対する支援 重度障がい児者の在宅医療を支援できる介護職員の育成を促進するため、基本研修受講料無料化や実地研修受講料の一部補助を実施。 (5) 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成 訪問診療や訪問看護等の新規参入者への支援に向けた精通者によるオーダーメイド型の個別指導研修や、通所型福祉事業所の介護力向上に対する支援等を実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	重症心身障がい児者医療従事者研修受講者数 0人（平成25年度末）⇒ 650人（平成30年度末）	

アウトプット指 標（達成値）	重症心身障がい児者医療研修延べ受講者数 0人（H25年度末）→ 1,432人（R元年度末）
事業の有効性・効 率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜大学医学部と連携し、医師、看護師、セラピストを対象とした在宅重度障がい児向けの実技講習会を開催したところ、定員を上回る受講希望が寄せられており今後の継続が期待されている。</li> </ul> </li> <li>2. 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる看護人材の育成の為に、実習を交えた通年型プログラムによる専門研修及びその修了者等を対象としたフォローアップ研修を実施することで、実際の受入れに対応できる即戦力の育成が図られた。</li> </ul> </li> <li>3. 小児リハビリ専門研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児者のリハビリテーションに対応できる理学療法士等の育成の為に、小児リハビリに関する専門研修を実施したところ、定員を上回る受講希望が寄せられており今後の継続が期待されている。</li> </ul> </li> <li>4. 喀痰吸引等研修に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児者の在宅受入推進に対応できる介護職員の育成促進の為に、喀痰吸引等研修のうちの基本研修の受講料無料化を実施したところ、数多くの受講希望が寄せられており、今後の継続が期待されている。</li> <li>・実地研修に要する受講費用の一部補助については、実地研修の受講に係る経費のうち、外部講師の講師料に対して補助を行う仕組み（自施設内部で講師を賄った場合は対象外）としており、受講拡大が期待されている。</li> </ul> </li> <li>5. 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な重度障がい児者を受け入れる福祉事業所の介護職員を対象に、リハビリや口腔ケア等の指導を行う理学療法士等を招へいし、実際のケアを通じて日常でもできるケアを習得することにより、介護職員の介護力の向上が図られた。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岐阜県小児在宅医療実技講習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる医師育成を目的としていることから、県内唯一の医師養成機関でかつ障がい児者の実情に精通している岐阜大学医学部への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。</li> </ul> </li> </ol>

	<p>2. 在宅重度障がい児者看護人材育成研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる看護師育成を目的としていることから、重度障がい児者の実情に精通した岐阜県看護協会への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。</li> </ul> <p>3. 小児リハビリ専門研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、重度障がい児者の在宅支援を進めるうえで中心となる理学療法士の育成を目的としていることから、小児・重度障がい児者の実情に精通した岐阜県理学療法士会への委託とすることで、県内関係者のコンセンサスを得ながら迅速かつ効率的に実施できた。</li> </ul> <p>4. 喀痰吸引等研修に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本研修の実務に関しては、これに精通した登録研修機関への委託事業とし、受講者の募集・選考・決定については県直轄とすることで事業の効率性を確保している。</li> <li>・実地研修の受講費用の補助に関しては、今後、上記基本研修の実施による実地研修の受講者数の増加が見込まれることから継続実施が必要となるため、効率的な実施に努めていく。</li> </ul> <p>5. 県直轄のオーダーメイド型及び福祉事業所向け人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業所に対して理学療法士等の招へいに要する経費の一部を補助することで、福祉事業所の介護職員が実際のケアを通じて理学療法士等から直接指導を受けることができ、効率的に介護力の向上が図られた。</li> <li>・重度障がい児者のケアや福祉制度に知見がない事業所は、経験がないことによる心理的な不安が大きいことが理由で、受入れが進まないケースが多い。よって、そうした事業所に対して新たに支援を始めてもらう際には、各事業所の個別の課題に対応した実践的な研修の実施が必要となることから、本事業の継続実施の必要性は高く、今後も効率的な実施に努めていく。</li> </ul>
その他	